(個人情報の保護と利用に関する自主ルール別冊) 個人データの安全管理措置等に関する指針

> 平成17年2月 全国銀行協会

目 次

		目的等	
(1)目的	. 3
(2) 指針の遵守	. 3
(3)定義	. 3
		安全管理措置	
1		基本方針・取扱規程等の整備	. 5
(1)個人データの安全管理に係る基本方針の整備	. 5
(2)個人データの安全管理に係る取扱規程の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
(3)個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備	. 5
(4	.) 外部委託に係る規程の整備	. 6
2		組織的安全管理措置	. 6
(1)組織的安全管理措置	. 6
(2)個人データ管理責任者等の設置	. 6
(3)横断的な組織体制	. 7
(4)就業規則等における安全管理措置の整備	. 7
(5)個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用	. 8
(6)個人データの取扱状況を確認できる手段の整備	. 8
(7)個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施	. 8
(8)漏えい事案等に対応する体制の整備	. 9
3		人的安全管理措置	10
(1)人的安全管理措置	10
(2)従業者との個人データの非開示契約等の締結	10
(3)従業者の役割・責任等の明確化	. 11
(4)従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練	. 11
(5)従業者による個人データ管理手続きの遵守状況の確認	12
4		技術的安全管理措置	12
(1)技術的安全管理措置	12
(2)個人データの利用者の識別および認証	12
(3)個人データの管理区分の設定およびアクセス制御	14
(4)個人データのアクセス権限の管理	14
(5)個人データの漏えい・き損等防止策	15
(6)個人データへのアクセスの記録および分析	16
(7	・)) 個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および分析	. 17

(〔8)個人データを取扱う情報システムの監視および監査	. 17
5	5 . 委託先の監督	. 17
(〔1)個人データ保護に関する委託先選定の基準	. 17
(〔2)委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容	. 18
(〔3)委託先における安全管理措置の遵守状況の確認、監督	. 19
6	5 . 各管理段階における安全管理に係る取扱規程	. 20
(〔1)取得・入力段階における取扱規程	. 20
(〔2)利用・加工段階における取扱規程	. 20
(〔3)保管・保存段階における取扱規程	. 22
(〔4)移送・送信段階における取扱規程	. 24
(〔5)消去・廃棄段階における取扱規程	. 25
(〔6)漏えい事案等への対応の段階における取扱規程	. 26
	.「機微(センシティブ)情報」の取扱い	
1	. 各管理段階における安全管理に係る取扱規程	. 28
(〔1)各管理段階における安全管理に係る取扱規程	. 28
(〔2)取得・入力段階における取扱規程	. 28
(〔3)利用・加工段階における取扱規程	. 29
(〔4)保管・保存における取扱規程	. 29
(〔5)移送・送信における取扱規程	. 29
(〔6)消去・廃棄における取扱規程	. 30
2	2 . 監査の実施	. 30

. 目的等

(1)目的

本指針は、「個人情報の保護と利用に係る自主ルール」(以下「自主ルール」という。)の「 . 安全管理措置」の規定に基づき、銀行が取扱う個人データの安全管理措置に関して定めること、および自主ルール「 . 5 . 機微(センシティブ)情報の取扱い」に定める「機微(センシティブ)情報」の安全管理措置等に関して定めることを目的とする。

(2)指針の遵守

本指針において、「(金融庁指針)」などと示している事項は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」 (以下「金融庁指針」という。)において求められる措置である。

それ以外に本指針が規定している事項は、銀行が金融庁指針を遵守し、必要かつ 適切な措置を講じるための考え方や具体的措置の一例を示したものであり、金融庁 指針の解釈を示したものではない。

その中で、「<u>必須項目</u>」として列挙している事項および「 しなければならない」、 等と規定している事項(同等以上の効果が認められる方法を含む)は、自主ルール 本文と同様に、銀行が遵守すべき事項を示したものである。

また、「例示項目」として列挙している事項および「次のような例がある」、「(例: など)」等と規定している事項は、個人データの安全管理のために、銀行が実務の実態に応じて遵守すべき事項の具体例を示したものである。

(3)定義

本指針における用語の定義は、自主ル-ル「 . 2 . 定義」の規定によるほか、以下に定めるところによる。

A .「規程等」

「規程等」とは銀行の内部規程、作業手順書、マニュアル等の文書化された定めをい う。

- B.「記録媒体」「紙媒体」「記録媒体等」
 - a.「記録媒体」とは、データを記録・保存するために使用されるコンピュータ (サーバー・パソコン等を含む。)の磁気ディスク、フロッピィディスク、光 ディスク、磁気テープ、DAT等をいう。
 - b.「紙媒体」とは、情報を記録するために使用される帳票等の紙をいう。
 - c.「記録媒体等」とは記録媒体および紙媒体をいう。

C .「保管」、「保存」

- a.「保管」とは使用頻度が高い記録媒体等を随時使用できるように室内に置く ことをいう。
- b.「保存」とは使用頻度が下がった記録媒体等を必要な期限を満たすまで倉庫 等業務スペース室内以外の場所に置くことをいう。
- D.「漏えい等」、「漏えい・き損等」、「漏えい事案等」

「漏えい等」、「漏えい・き損等」とは、「漏えい(外部に流出すること)」、「滅失 (内容が失われること)」、「き損(内容が意図しない形で変更されたり、内容を保 ちつつも利用不能な状態となること)」をいう。「漏えい事案等」とは、「漏えい」、「滅 失」、「き損」の事案をいう。

. 安全管理措置

1 . 基本方針・取扱規程等の整備

(1)個人データの安全管理に係る基本方針の整備

銀行は、以下の事項を定めた個人データの安全管理に係る基本方針を策定し、当該基本方針を公表するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行わなければならない(金融庁指針1-1)

- A. 個人情報取扱事業者の名称
- B. 安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口
- C. 個人データの安全管理に関する宣言
- D. 基本方針の継続的改善の宣言
- E. 関係法令等遵守の宣言

(2)個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

銀行は、個人データの各管理段階における安全管理に係る取扱規程を整備し、各管理段階ごとに6.に規定する事項を定めるとともに、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない。

なお、全ての管理段階を同一人が取扱う小規模事業者等においては、各管理段階 ごとに取扱規程を定めることに代えて、全管理段階を通じた安全管理に係る取扱規 程において以下の事項を定めることも認められる(金融庁指針1-2)。

- A.取扱者の役割・責任
- B. 取扱者の限定
- C. 各管理段階において個人データの安全管理上必要とされる手続き

(3)個人データの取扱状況の点検および監査に係る規程の整備

銀行は、個人データの取扱状況に関する点検および監査の規程を整備し、以下の 事項を定めるとともに、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない。

なお、個人データ取扱部署が単一である銀行においては、点検により監査を代替 することも認められる(金融庁指針 1 - 3)。

- A. 点検および監査の目的
- B. 点検および監査の実施部署
- C. 点検責任者および点検担当者の役割・責任
- D. 監査責任者および監査担当者の役割・責任
- E. 点検および監査に関する手続き

銀行は、定められた規程等に従って業務手続が適切に行われたことを示す監査証 跡を保持しておかなければならない。

(4)外部委託に係る規程の整備

銀行は、外部委託に係る取扱規程を整備し、以下の事項を定めるとともに、定期的に規程の見直しを行わなければならない(金融庁指針1-4)。

- A . 委託先の選定基準
- B. 委託契約に盛り込むべき安全管理に関する内容

2 . 組織的安全管理措置

(1)組織的安全管理措置

銀行は、個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備における「組織的安全管理措置」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針 1)。

- A. 個人データの管理責任者等の設置
- B. 就業規則等における安全管理措置の整備
- C. 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- D. 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- E. 個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- F.漏えい事案等に対応する体制の整備

(2)個人データ管理責任者等の設置

銀行は、(1)A.の「個人データ管理責任者等の設置」として以下の役職者を設置しなければならない(金融庁指針2-1)。

- A.個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者
- B. 個人データを取扱う各部署における個人データ管理者

なお、個人データ取扱部署が単一である事業者においては、個人データ管理責任者が個人データ管理者を兼務することも認められる。個人データ管理責任者は、株式会社組織であれば取締役または執行役等の業務執行に責任を有する者でなければならない(金融庁指針2-1)。

銀行は、 A.の個人データ管理責任者に、以下の業務を所管させなければならない(金融庁指針2-1-1)。

A.個人データの安全管理に関する規程および委託先の選定基準の承認および周知

- B. 個人データ管理者および4.(2) に定める「本人確認に関する情報」の管理 者の任命
- C. 個人データ管理者からの報告徴収および助言・指導
- D. 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画
- E. その他個人情報取扱事業者全体における個人データの安全管理に関すること

銀行は、 B.の個人データ管理者に、以下の業務を所管させなければならない (金融庁指針2-1-2)。

- A. 個人データの取扱者の指定および変更等の管理
- B. 個人データの利用申請の承認および記録等の管理
- C. 個人データを取扱う保管媒体の設置場所の指定および変更等
- D. 個人データの管理区分および権限についての設定および変更の管理
- E. 個人データの取扱状況の把握
- F. 委託先における個人データの取扱状況等の監督
- G.個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
- H. 個人データ管理責任者に対する報告
- I.その他所管部署における個人データの安全管理に関すること

(3)横断的な組織体制

銀行は、個人データ管理責任者を補佐し、個人データの安全管理の徹底を図るために、関係各部署店の聴取・連絡・調整・指示等を横断的に行うための組織体制を整備することができる。

その方法としては、横断的な委員会等を設置する方法と一元的に取扱う部署を明確化する方法のいずれでも差し支えない。「関係各部署店の聴取・連絡・調整・指示等を横断的に行うための組織」は、以下の業務を行うことができる。

例示項目

- A. 個人データの利用、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄の流れに沿った取扱いの実態の確認および必要な見直しの指示
- B. 個人データの取扱いに関係する全ての部署店の役割と責任の明確化
- C.規程等の整備を含む対策の策定または策定状況の確認、その評価・見直しまたは その指示
- D. 個人データ管理責任者への報告連絡体制の整備

(4)就業規則等における安全管理措置の整備

銀行は、(1)B.の「就業規則等における安全管理措置の整備」として、以下の 事項を就業規則等に定めるとともに、従業者との個人データの非開示契約等の締結 を行わなければならない(金融庁指針2-2)

- A. 個人データの取扱いに関する従業者の役割・責任
- B. 違反時の懲戒処分

(5)個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用

銀行は、(1) C.の「個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用」として、個人データの安全管理に係る取扱規程に従った体制を整備し、当該取扱規程に従った運用を行うとともに、取扱規程に規定する事項の遵守状況の記録および確認を行わなければならない(金融庁指針2-3)。

(6)個人データの取扱状況を確認できる手段の整備

銀行は、(1)D.の「個人データの取扱状況を確認できる手段の整備」として、 以下の事項を含む台帳等を整備しなければならない(金融庁指針2-4)。

- A. 取得項目
- B.利用目的
- C. 保管場所・保管方法・保管期限
- D.管理部署
- E.アクセス制御の状況

(7)個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施

銀行は、(1) E.の「個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施」として、個人データを取扱う部署が自ら行う点検体制を整備し、点検を実施するとともに、当該部署以外の者による監査体制を整備し、監査を実施しなければならない。

なお、個人データ取扱部署が単一である事業者においては、点検により監査を代替することも認められる(金融庁指針2-5)。

銀行は、個人データを取扱う部署において、点検責任者および点検担当者を選任するとともに、点検計画を策定することにより点検体制を整備し、定期的および臨時の点検を実施しなければならない。また、点検の実施後において、規程違反事項等を把握したときは、その改善を行わなければならない(金融庁指針2-5-1)。

銀行は、監査の実施に当たっては、監査対象となる個人データを取扱う部署以外から監査責任者・監査担当者を選任し、監査主体の独立性を確保するとともに、監査計画を策定することにより監査体制を整備し、定期的および臨時の監査を実施しなければならない。また、監査の実施後において、規程違反事項等を把握したとき

は、その改善を行わなければならない。

なお、監査部署が監査業務等により個人データを取扱う場合には、当該部署における個人データの取扱いについて、個人データ管理責任者が特に任命する者がその 監査を実施しなければならない(金融庁指針2-5-2)。

(8)漏えい事案等に対応する体制の整備

銀行は、(1)F.の「漏えい事案等に対応する体制の整備」として、以下の体制を整備しなければならない(金融庁指針2-6)。

- A. 対応部署
- B.漏えい事案等の影響・原因等に関する調査体制
- C. 再発防止策・事後対策の検討体制
- D. 自社内外への報告体制
 - B.において調査すべき事項としては次のような例がある。
- A.漏えい等があった個人データの関係部署店・関係者の特定
- B.漏えい等が発生した日時やルート等の特定
- C.漏えい等があった個人データの情報主体・項目・件数等の特定
- D. 個人データの漏えいの有無の確認 (漏えいしていた場合は、漏えい先の特定)
- E.漏えい等が発生した原因
- F.他社で発生した漏えい等の原因・対応
 - D. の報告体制の整備としては、次のような例がある。
- A .個人データの取扱いに関する規程に違反している事実又は兆候があることに気づいた場合、および個人データの漏えい等が発生した場合またはその可能性が高いと判断した場合における個人データ管理責任者等への連絡体制に関する事項。
- B 漏えい等の兆候が苦情処理窓口等を通じて外部からもたらされる可能性があること。
- C.主務大臣および 協議会(名称未定)への報告体制に関する事項。
- D 漏えい等による影響を受ける可能性のある本人に対する情報提供体制に関する事項。
- E.二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、可能な限り事実関係の公表を 行う必要があること。
- F.個人データを含んだ記録媒体等を盗取される等の犯罪が発生した場合、警察への 通報を行う必要があること。

銀行は、1.(2) C. または6.(6) に基づき、自社内外への報告体制を整

備するとともに、漏えい事案等が発生した場合には、以下の事項を実施しなければならない(金融庁指針2-6-1)。

- A. 監督当局等への報告
- B. 本人への通知等
- C.二次被害の防止・類似事案の発生回避等の観点からの漏えい事案等の事実関係および再発防止策等の早急な公表

3.人的安全管理措置

(1)人的安全管理措置

銀行は、個人データの安全管理の徹底が図られるよう当該従業者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。そのためには、規程等の遵守状況を監査することに加え、採用時等に非開示契約等を締結すること、従業者に対して適切な教育・研修を実施しなければならない。

銀行は、個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備における「人的安全管理措置」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針 2))。

- A. 従業者との個人データの非開示契約等の締結
- B. 従業者の役割・責任等の明確化
- C. 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
- D. 従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

(2)従業者との個人データの非開示契約等の締結

銀行は、(1) A.の「従業者との個人データの非開示契約等の締結」として、 採用時等に従業者と個人データの非開示契約等を締結するとともに、非開示契約等 に違反した場合の懲戒処分を定めた就業規則等を整備しなければならない(金融庁 指針3-1)。

の非開示契約等の締結にあたっては、以下の事項に留意する。

- A.銀行は、従業者を個人データの取扱いに係る業務に従事させる場合には、当該従業者の採用時等に、当該従業者と、業務上知り得た秘密に関する守秘義務を含む非開示契約等を締結すること。
- B 非開示契約等の締結にあたっては、非開示契約等の内容の十分な説明を行うこと。 また、非開示契約等の書面を管理・保管する部署を明確にしておくこと。

- C.派遣社員を個人データの取扱いに係る業務に従事させる場合には、派遣社員本人と契約、覚書、念書等(電子的手段を含む)により守秘義務を規定すること。
- D.非開示契約等には、従業者でなくなった後においても非開示義務を遵守する旨を 規定すること。また、非開示義務に反した場合の責任についても規定すること。

の就業規則等の整備にあたっては、銀行は、業務上知り得た秘密に関する守秘 義務およびこれに違反した場合に適用されうる処分を就業規則、社内規則等に定め なければならない。

また、守秘義務は、従業者でなくなった後においても同様とする。

(3)従業者の役割・責任等の明確化

銀行は、(1) B.の「従業者の役割・責任等の明確化」として、以下の措置を 講じなければならない(金融庁指針3-2)。

- A . 各管理段階における個人データの取扱いに関する従業者の役割・責任の明確化
- B. 個人データの管理区分およびアクセス権限の設定
- C. 違反時の懲戒処分を定めた就業規則等の整備
- D. 必要に応じた規程等の見直し

(4)従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練

銀行は、(1) C.の「従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針3-3)。

- A. 従業者に対する採用時の教育および定期的な教育・訓練
- B. 個人データ管理責任者および個人データ管理者に対する教育・訓練
- C. 個人データの安全管理に係る就業規則等に違反した場合の懲戒処分の周知
- D. 従業者に対する教育・訓練の評価および定期的な見直し
 - D.の措置を講じるにあたっては、以下の事項に留意する。

- A.銀行は、個人データの安全管理の徹底を図るための教育・研修担当部門を明確化すること。
- B 銀行は、個人データの安全管理に関する従業者の認識を確実なものとするために、 当該従業者を対象とした教育・研修を計画的に実施できる体制を整備すること。
- C.銀行は、従業者に対する教育・研修を計画的に実施し、実施状況を確認すること。 また、新入社員や中途採用者であっても確実に教育・研修が受けられる体制にして おくこと。
- D. 教育・研修は、個人データの安全管理の徹底が図られるように、これに関係する

法令、自主ルールおよび内部規程等を従業者に対して周知徹底できるような内容とすること。

(5)従業者による個人データ管理手続きの遵守状況の確認

銀行は、(1) D.の「従業者による個人データ管理手続きの遵守状況の確認」として、1.(2)の個人データの安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況について、2.(5)に基づく記録および確認を行うとともに、2.(7) に基づき点検および監査を実施しなければならない(金融庁指針3-4)。

4.技術的安全管理措置

(1)技術的安全管理措置

銀行は、個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備における「技術的安全管理措置」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針 3))。

- A. 個人データの利用者の識別および認証
- B. 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- C. 個人データへのアクセス権限の管理
- D. 個人データの漏えい・き損等防止策
- E. 個人データへのアクセスの記録および分析
- F. 個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
- G. 個人データを取扱う情報システムの監視および監査

銀行は、本指針を参照してリスクの所在を把握し、本指針により技術的安全管理 措置を講じなければならない。ただし、紙媒体等物理的に技術的安全管理措置を講 じることができない一部の例外は除く。

なお、本指針のほかに別途、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」 (財団法人金融情報システムセンター)等も参照して適切な安全管理措置を講じなければならない。

(2)個人データの利用者の識別および認証

銀行は、(1) A.の「個人データの利用者の識別および認証」として、以下の 措置を講じなければならない(金融庁指針4-1)。

- A . 本人確認機能の整備
- B. 本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備
- C. 本人確認に関する情報が他人に知られないための対策

A.の措置として、個人データの利用者が正当な権限を保有した本人かどうかの正当性を確認(以下「本人確認」という)する機能を整備しなければならない。具体的な措置を講じるにあたっては、以下の事項に留意する。

例示項目

- A.IDとパスワードを利用する。
- B 記録媒体上の個人データへのアクセス権限を有する各従業者が使用できる端末またはアドレス等の識別と認証(例えば、MACアドレス認証など)を実施する。
 - B.の措置を講じるにあたっては、以下の事項に留意する。

例示項目

- A.第三者による悪用を抑止するため、当該IDによる前回アクセスの日時、状況等のログオン履歴情報が当該IDのユーザーに提供される仕組みとする。
- B.パスワードの有効期限を設定する。
- C. 一定回数以上ログインに失敗したIDを停止する。
- D. 自動ログオン処理(パスワードの自動入力)の使用を禁止する。
 - C.の措置を講じるにあたっては、以下の事項に留意する。

例示項目

- A.ATM等顧客が端末画面を見ることを前提とする端末等について、他の顧客の覗き込み防止策等の対策をとる。
- B. 本人確認機能にパスワードを使用する場合は、例えば次の対策をとる。
 - a パスワードが記載されたメモ等を第三者の目に触れる場所に貼付することを 禁止する。
 - b. 入力したパスワードは画面上非表示、帳票上非印字とする。
 - c .パスワードを書類で申請した場合はパスワード設定後、書類の当該パスワードを黒く塗りつぶす等、判読できない措置を講じる。
- C.本人確認機能にパスワードを使用する場合は、推測されやすいパスワードを設定しない。推測されやすいパスワードとは、次のものが考えられる。
 - a. 桁数の短いもの
 - b.単純な文字列や英字のみのものまたは数字のみのもの
 - c . よく使用される英単語
 - d . I Dと同じもの
 - e . 氏名、生年月日、電話番号等の個人情報
- D.パスワード文字数の最低限度を設定する。
- E. 同一または類似パスワードの再利用を制限する。

(3)個人データの管理区分の設定およびアクセス制御

銀行は、(1) B.の「個人データの管理区分の設定およびアクセス制御」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針4-2)。

て、タトの自身で時のなければならない(金融月間サーム)

A. 従業者の役割・責任に応じた管理区分およびアクセス権限の設定

- B. 事業者内部における権限外者に対するアクセス制御
- C.外部からの不正アクセスの防止措置

A.の措置として、アクセス権限所有者を特定し、漏えい等の発生に備えアクセスした者の範囲が把握できるような対応をとらなければならない。

銀行は、 C.の「外部からの不正アクセスの防止措置」として、以下の措置を 講じなければならない(金融庁指針4-2-1)。

- A.アクセス可能な通信経路の限定
- B. 外部ネットワークからの不正侵入防止機能の整備
- C. 不正アクセスの監視機能の整備
- D. ネットワークによるアクセス制御機能の整備
 - B.の具体的な措置を講じるにあたっては、以下の事項に留意する。

必須項目

A. インターネットと接続する場合はファイアウォール等を設置し、外部からの個人 データへの不正アクセスから保護する措置をとること。

(4)個人データのアクセス権限の管理

銀行は、(1) C.の「個人データへのアクセス権限の管理」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針4-3)。

- A.従業者に対する個人データへのアクセス権限の適切な付与および見直し
- B. 個人データへのアクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定すること
- C. 従業者に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること

A.の措置として、アクセス権限の付与方法を明確に定めなければならない。 具体的な措置を講じるにあたっては、以下の事項に留意する。

- A.アクセス権限の承認者および設定作業者を明確にすること。
- B.アクセス権限の登録、変更、抹消の記録を管理簿等により管理すること。
- C 担当者の役割に応じたアクセス権限が適切に付与されているかの定期的な見直し

を行うこと。アクセス制限の見直しのタイミングとしては、次のものが考えられる。

- a . 所属、職制、組織等の変更時
- b. 長期出張、長期留学、休職、退職時
- c.新システム稼働時
- d . 一定期間経過時
- A.およびC.の措置を講じるにあたっては、以下の事項に留意する。

例示項目

A.特権ID(管理者ID)を設定する場合は、管理者を限定し管理方法に特別の留意をする。

(5)個人データの漏えい・き損等防止策

銀行は、(1) D.の「個人データの漏えい・き損等防止策」として、個人データの保護策を講じることとともに、障害発生時の技術的対応・復旧手続を整備しなければならない(金融庁指針4-4)。

銀行は、 の「個人データの保護策を講じること」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針4-4-1)。

- A. 蓄積データの漏えい防止策
- B. 伝送データの漏えい防止策
- C. コンピュータウイルス等不正プログラムへの防御対策

A.の措置として、ファイルの不正コピーや盗難等による漏えいを防止するため、ファイルの不正コピーや盗難の際にも個人データの内容が分らないようにするための措置を講じなければならない。具体的には以下の事項に留意する。

例示項目

- A.保管・バックアップ時において不正コピー・盗難があった際の対策を講じる(例: 記録媒体上の個人データが記録されたファイルへのパスワード設定や暗号化)。
- B.移送時において不正コピー・盗難があった際の対策を講じる(例:記録媒体上の個人データが記録されたファイルへのパスワード設定や暗号化)。
- B.の措置として、個人データの伝送時に盗聴等による漏えいを防止するため、 データ伝送時に盗聴された場合にもデータの内容がわからないようにするための措 置を講じなければならない。具体的には以下の事項に留意する。

例示項目

A. 個人データを通信(例:本人および従業者による入力やアクセス、メールに添付

してファイルを送信する等を含むデータの転送など)する場合には、個人データが 記録されたファイルへのパスワードの設定又は暗号化を実施する。

C.の措置として、コンピュータウイルスの侵入や不正アクセスによるプログラムの改ざんがなされないための対策を講じなければならない。具体的には以下の事項に留意する。

必須項目

A. ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

例示項目

- B. 不正ソフトウェア対策の有効性・安定性を確認する(例:パターンファイル、修正ソフトウェアの更新の確認など)。
- C.無認可のソフトウェアの使用を禁止する。

銀行は、 の「障害発生時の技術的対応・復旧手続の整備」として、以下の措置を講じなければならない(金融庁指針4-4-2)。

- A. 不正アクセスの発生に備えた対応・復旧手続の整備
- B. コンピュータウイルス等不正プログラムによる被害時の対策
- C. リカバリ機能の整備

(6)個人データへのアクセスの記録および分析

銀行は、(1) E.の「個人データへのアクセスの記録および分析」として、個人データへのアクセスを記録するとともに、当該記録の分析・保存を行わなければならない(金融庁指針4-5)。

のアクセスの記録およびその分析・保存にあたっては、漏えい等(特に内部の悪意者による漏えい等)を防止する観点から必要な措置を講じなければならない。 具体的には以下の事項に留意する。

- A.個人データを取扱うシステムにおいては、個人データへのアクセス及び個人データを取扱う情報システムの稼動状況について記録・分析すること(例:ログインとログオフの状況、不正なアクセス要求、システムによって失効とされたIDなど)。
- B.個人データへのアクセス及び個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録 については、漏えい等防止の観点から適切に安全管理措置を講じること。
- C.個人データを取り扱うシステムにおいては、取得した記録を分析すること(特に、

休日や深夜時間帯等、漏えいリスクの高い時間帯におけるアクセス頻度の高いケースを重点的に分析すること)。

(7)個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および分析

銀行は、(1) F.「個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および 分析」として、個人データを取扱う情報システムの稼動状況を記録するとともに、 当該記録の分析・保存を行わなければならない(金融庁指針4-6)。

(8)個人データを取扱う情報システムの監視および監査

銀行は、(1) G.「個人データを取扱う情報システムの監視および監査」として、個人データを取扱う情報システムの利用状況および個人データへのアクセス状況を(6)および(7)により監視するとともに、監視状況についての点検および監査を行わなければならない(金融庁指針4-7)。

5 . 委託先の監督

銀行は、個人データの取扱いを委託する場合は、個人データを適正に取扱っていると認められる者を選定し、個人データの取扱いを委託するとともに、委託先における当該個人データに対する安全管理措置の実施を確保しなければならない(金融庁指針 .)

(1)個人データ保護に関する委託先選定の基準

銀行は、個人データの取扱いを委託する場合には、以下の事項を委託先選定の基準として定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直さなければならない(金融庁指針5-1)。

- A.委託先における個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備
- B. 委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備
- C. 実績等に基づく委託先の個人データ安全管理上の信用度
- D . 委託先の経営の健全性

委託先選定の基準においては、 A.の「委託先における個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備」として、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針5-1-1)。

- A. 委託先における個人データの安全管理に係る基本方針の整備
- B. 委託先における個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

- C. 委託先における個人データの取扱状況の点検および監査に係る規程の整備
- D. 委託先における外部委託に係る規程の整備

委託先選定の基準においては、 B.の「委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備」として、2.の組織的安全管理措置、3.の人的安全管理措置および4.の技術的安全管理措置に記載された事項を定めるとともに、委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定めなければならない(金融庁指針5-1-2)。

Cに関連して委託先を選定する基準として以下の事項が考えられる。

例示項目

- A.技術・運用等のレベル(業務内容の理解度、業界に関する知識、情報収集能力、 管理能力等)
- B.漏えい等の問題発生時の対応力
- C . 各種公的認証の取得状況

銀行は、(2) に基づき、委託契約後に委託先選定の基準に定める事項の委託先における遵守状況を定期的または随時に確認するとともに、委託先が当該基準を満たしていない場合には、委託先が当該基準を満たすよう監督しなければならない(金融庁指針5-2)。

(2)委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容

銀行は、委託契約において、以下の安全管理に関する事項を盛り込まなければならない(金融庁指針5-3)。

- A.委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限
- B. 委託先における個人データの漏えい、盗用、改ざんおよび目的外利用の禁止
- C. 再委託における条件
- D.漏えい事案等が発生した際の委託先の責任
 - B. に関連して委託契約に盛込む事項として以下の事項が考えられる。

- A.委託業務に際して知り得た秘密に関する守秘義務(委託業務終了後においても同様とすること)。
- B .委託先が漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な 措置を講じるべきこと。
- C.委託先が個人データの安全管理の徹底が図られるよう、従業者に対する必要かつ

適切な監督を行うべきこと。

D. に関連して委託契約に盛込む事項として以下の事項が考えられる。

必須項目

- A.契約違反・損害発生の場合における損害賠償および契約の解除等に関する事項
- (3)委託先における安全管理措置の遵守状況の確認、監督

銀行は、(2) に基づき、定期的または随時に委託先における委託契約上の安全管理措置の遵守状況を確認するとともに、当該契約内容が遵守されていない場合には、委託先が当該契約内容を遵守するよう監督しなければならない。また、銀行は、定期的に委託契約に盛り込む安全管理措置を見直さなければならない(金融庁指針5-4)。

の確認、監督にあたっては、以下の事項に留意する。

必須項目

- A.委託先の従業者が、委託業務を行う場合には、委託先においてセキュリティーポリシーをはじめとした従業者が遵守すべきルールが明確にされ遵守されていることを確認すること。
- B.委託契約期間中においても、以下の事項に留意して継続的に委託先を評価すること。委託先の評価にあたっては例えば以下の項目が考えられる。
 - a. 委託業務に関する管理者を明確にする。
 - b. 委託業務の処理状況、機密管理状況等について定期的に報告を受ける。
 - c .委託業務の処理体制・処理方法等に関する重要な変更がある場合には速やかに報告を受ける体制を整備する。
 - d .委託業務の内容に応じ、定期的または必要に応じて委託先に対する監査を行う。
- C.委託先において個人データの漏えい等が発生した場合または発生の可能性が高い と判断された場合に、速やかに委託元である銀行に報告され、適切に対応できるよう、あらかじめ委託先との間で連絡体制等を整備すること。

再委託先に対する直接の監督は委託先が行うこととなるが、委託元である銀行においても、例えば、再委託の実態や委託先による再委託先に対する監督の方法等を 委託先から報告させ、委託先に対して必要に応じて指導等を行わなければならない。

6 . 各管理段階における安全管理に係る取扱規程

銀行は、1.(2)に基づき、各管理段階ごとの安全管理に係る取扱規程において、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針別添1)。

(1)取得・入力段階における取扱規程

銀行は、取得・入力段階における取扱規程において、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針6-1)。

- A.取得・入力に関する取扱者の役割・責任
- B. 取得・入力に関する取扱者の限定
- C. 取得・入力の対象となる個人データの限定
- D. 取得・入力時の照合および確認手続き
- E. 取得・入力の規程外作業に関する申請および承認手続き
- F.機器・記録媒体等の管理手続き
- G. 個人データへのアクセス制御
- H. 取得・入力状況の記録および分析

(2)利用・加工段階における取扱規程

銀行は、利用・加工段階における取扱規程において、組織的安全管理措置および技術的安全管理措置を定めなければならない(金融庁指針6-2)。

利用・加工段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針6-2-1)。

- A. 利用・加工に関する取扱者の役割・責任
- B. 利用・加工に関する取扱者の限定
- C. 利用・加工の対象となる個人データの限定
- D. 利用・加工時の照合および確認手続き
- E. 利用・加工の規程外作業に関する申請および承認手続き
- F.機器・記録媒体等の管理手続き
- G. 個人データへのアクセス制御
- H. 個人データの管理区域外への持ち出しに関する上乗せ措置
- I.利用・加工状況の記録および分析

F.を定めるにあたっては、漏えい等のリスクを洗い出し、その防止のために必要かつ適切な措置を盛り込まなければならない。特に、自社における事例だけでなく、他社で発生した漏えい事案等も参考に必要な内容を盛り込まなければならな

い。具体的には以下の事項に留意する。

必須項目

- A.個人データを取り扱う機器類(社内LAN管理に係る通信機器等を含む)に関する管理責任者を明確にすること。
- B.機器類等の盗難防止策(例:離席時の個人データを記載した紙媒体や個人データを保存した携帯可能なコンピュータ等の机上等への放置の禁止、離席時のパスワード付きスクリーンセーバー等の起動、個人データを記録した記録媒体等の施錠保管、個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置の禁止など)を策定すること。
- C.個人データを保存した持ち出しが容易な機器類(ノート型コンピュータ等)は、個人データのセキュリティが危険にさらされないような防御を確実にするために、特別な注意を払い、個別の盗難防止策等を採用すること。持ち出しが容易な機器類の盗難防止策としては次のような例がある。
 - a . ワイヤー等による設置機器類の固定
 - b. 鍵付ラックへの収納
- D.紙媒体の業務中離席時の机上への放置を禁止すること(施錠箇所への保管等)。 例示項目
- A. 個人データを取扱う機器類を適切に管理するため、台帳等を作成する。

なお、営業店・本部取扱部署等に設置されている機器類を主管部署が一括管理する場合には、主管部署で作成した台帳を配付し、当該部署店においても識別管理できるようにしておく。

また、主管部署においては、システム構成図等を整備し、システム構成変更など に的確に対応できるようにしておく。

- B 許可されていない機器類の移動が行われていないか、現場検査を定期的に実施し、 その現場検査があることを従業者に認識させる。
- C.記録媒体等は、利用目的に照らして必要な範囲内において作成(複写を含む)するとともに、必要性がなくなった場合には確実に消去・廃棄することにより、可能な限りその量を減らす。
- D.紙媒体の出力については、次の点に留意して不正防止および機密保護対策を講じる。
 - a.プリンタは印刷後速やかに取り出せる位置に設置する。
 - b. 端末画面への長時間の継続表示は行わない。
 - c. 権限のない者による印刷、画面の覗き込み、コピー取得を禁止する。
 - d. 印刷を行う作業者を限定する。
 - e. 紙媒体のコピー取得はその利用目的に照らして必要な範囲内に限定するとともに、コピーを取得した場合は記録を残す。

- E.記録媒体のバックアップまたはコピーを作成する場合は、依頼・承認、授受、廃棄等の手続とその管理方法を明確にしておく。
 - G. を定めるにあたっては、以下の事項に留意する。

必須項目

- A.機器類の設置場所および管理にあたっては、従業者による不正使用の抑制とアクセスを許可されていない者からのアクセス防止を勘案すること。
- B.重要な機器類は、入退館(室)の許可を与えられた者以外立ち入れない場所に設置し、厳重に管理すること。接近防止策としては次のような例がある。
 - a . 入室資格付与
 - b.施錠による管理
- H.の「個人データの管理区域外への持ち出しに関する上乗せ措置」は、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針6-2-1-1)。
- A. 個人データの管理区域外への持ち出しに関する取扱者の役割・責任
- B. 個人データの管理区域外への持ち出しに関する取扱者の必要最小限の限定
- C.個人データの管理区域外への持ち出しの対象となる個人データの必要最小限の限定
- D. 個人データの管理区域外への持ち出し時の照合および確認手続き
- E. 個人データの管理区域外への持ち出しに関する申請および承認手続き
- F.機器・記録媒体等の管理手続き
- G. 個人データの管理区域外への持ち出し状況の記録および分析
- 利用・加工段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針6-2-2)。
- A. 個人データの利用者の識別および認証
- B. 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- C. 個人データへのアクセス権限の管理
- D. 個人データの漏えい・き損等防止策
- E. 個人データへのアクセス記録および分析
- F. 個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
- (3)保管・保存段階における取扱規程

銀行は、保管・保存段階における取扱規程において、組織的安全管理措置および技術的安全管理措置を定めなければならない(金融庁指針6-3)。

保管・保存段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、以下の事項を 含まなければならない(金融庁指針6-3-1)。

- A.保管・保存に関する取扱者の役割・責任
- B.保管・保存に関する取扱者の限定
- C.保管・保存の対象となる個人データの限定
- D. 保管・保存の規程外作業に関する申請および承認の手続き
- E・機器・記録媒体等の管理手続き
- F. 個人データへのアクセス制御
- G.保管・保存状況の記録および分析
- H.保管・保存に関する障害発生時の対応・復旧手続き
 - E.の事項を定めるにあたっては、以下の事項に留意する。

必須項目

- A. 紙媒体は業務終了後、施錠可能な場所へ保管すること。
- B.フロッピーディスク等の記録媒体の管理簿等により、定期的または随時に在庫管理を行い、保管・保存状況の点検を行うこと。

例示項目

- A.記録媒体の不正使用等を防止するため、ラベルへの内容表示は記号等により最小限の項目にとどめる。
- F.の措置を講じるにあたっては、銀行は、以下の事項に留意のうえ、個人データを取扱う建物または室への入館(室)者を特定するため、重要度や建物の構造等に応じ、資格付与と鍵の管理を行わなければならない。

- A.建物または室の入退者に対する資格審査のうえ、資格識別証等を発行し(例:写真入り入館許可証の発行、所属、立入場所等を判別できる識別章の発行、あらかじめ設定された入退資格を識別し、扉の開閉(施錠、解錠)を行う出入管理設備と資格の登録された磁気カード(ICカード等を含む。以下同じ。)の発行および識別コードの付与など、目に見える場所に入館許可証等の着用を義務付けるなど、入退館(室)を管理すること。また、資格喪失時には、資格識別証等を回収すること。
- B.鍵管理に関する管理責任者を明確にすること。
- C.建物(室)の施錠・解錠、鍵の保管および受渡し等の記録をとること。
- F.の措置を講じるにあたっては、銀行は、以下の事項に留意のうえ、不法侵入、危険物持込み、不法持出し等を防止するため、重要度や建物の構造等に応じ、厳格な入退館(室)管理を実施しなければならない。

なお、共同ビルを利用していることにより、入退館管理を行うことができない場合は、入退室において、入退館管理と同等の管理をしなければならない。

必須項目

- A. 建物または室の入退館(室)に関する管理責任者を明確にすること。
- B.不法侵入を防止するため、個人データを取り扱う機器類を設置した建物または室の出入口には警備員の配置や有人の受付その他の出入管理設備、防犯設備を設置すること。
- C. 営業時間外に利用する通用口にはインターホン、防犯ビデオ等の入館(室)者の 識別設備を設置すること。
- D. 入退資格が付与されている者であっても、夜間、休日の入退館については、入退館者名を入館受付に事前通知するなど、手続きを明確にしておくこと。
- E. 訪問者に対しては、身元および用件を確認のうえ、入退館を許可すること。
- F.の措置を講じるにあたっては、重要な機器類の設置場所について、特に厳格な入退室管理を実施しなければならない。
- 保管・保存段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、以下の事項を 含まなければならない(金融庁指針6-3-2)。
- A. 個人データの利用者の識別および認証
- B. 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- C. 個人データへのアクセス権限の管理
- D. 個人データの漏えい・き損等防止策
- E. 個人データへのアクセス記録および分析
- F. 個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および分析

(4)移送・送信段階における取扱規程

銀行は、移送・送信段階における取扱規程において、組織的安全管理措置および技術的安全管理措置を定めなければならない(金融庁指針6-4)。

移送・送信段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針6-4-1)。

- A.移送・送信に関する取扱者の役割・責任
- B.移送・送信に関する取扱者の限定
- C.移送・送信の対象となる個人データの限定
- D. 移送・送信時の照合および確認手続き
- E. 移送・送信の規程外作業に関する申請および承認手続き

- F. 個人データへのアクセス制御
- G. 移送・送信状況の記録および分析
- H. 移送・送信に関する障害発生時の対応・復旧手続き
 - D. を定めるにあたっては、以下の事項に留意する。

必須項目

A.個人データをFAX、テレックス等で送信する場合は、誤送信の防止および個人データの紛失等防止のための対策(例:宛先番号確認、受領確認等)をとること。

例示項目

- A.記録媒体等の授受は、送付状、授受伝票、授受管理簿、発送管理表、媒体数・印刷枚数一覧表等により確認する。
- B.記録媒体の授受においては、不正使用、改ざん、紛失等を防止するため、次のような項目を明確にして行う。
 - a.使用目的
 - b. 使用日時
 - c. 使用者名
 - d. 責任者の承認
 - e. 入出庫日時
 - f. 入出庫担当者名

移送・送信段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針6-4-2)。

- A. 個人データの利用者の識別および認証
- B. 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- C. 個人データへのアクセス権限の管理
- D. 個人データの漏えい・き損等防止策
- E. 個人データへのアクセス記録および分析

(5)消去・廃棄段階における取扱規程

銀行は、消去・廃棄段階における取扱規程において、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針6-5)

- A.消去・廃棄に関する取扱者の役割・責任
- B.消去・廃棄に関する取扱者の限定
- C.消去・廃棄時の照合および確認手続き
- D. 消去・廃棄の規程外作業に関する申請および承認手続き

- E.機器・記録媒体等の管理手続き
- F. 個人データへのアクセス制御
- G. 消去・廃棄状況の記録および分析

E. を定めるにあたっては、以下の事項に留意のうえ、誤消去、漏えい等の適切な防止策を講じなければならない。

例示項目

- A 機器類を廃棄する場合およびリース契約期限切れに伴いリース会社へ機器類を返却する場合等の対策として、機器内記録媒体上の個人データの消去処理を適切な方法で行う。
- B. 紙媒体の廃棄方法としては、次のような例がある。
 - a.シュレッダー等による、記載内容が識別不能までの裁断
 - b. 自社または外部の焼却場での焼却または溶解
- C. 記録媒体の消去・廃棄方法としては、次のような例がある。
 - a. 適切なデータ消去ツールを使用したデータの完全消去
 - b. 消磁気または裁断等による消去・破壊
- D.外部委託して廃棄する場合には、守秘義務契約を締結したうえで、廃棄帳票等の 授受帳簿を作成し、廃棄終了後は遅滞なく報告を受け、廃棄の事実を確認できる文 書(焼却・溶解場の廃棄証明)等を受領する。

また、廃棄時には自社の従業者が立ち会う。

(6)漏えい事案等への対応の段階における取扱規程

銀行は、漏えい事案等への対応の段階における取扱規程において、以下の事項を 定めなければならない(金融庁指針6-6)

- A.対応部署の役割・責任
- B.漏えい事案等への対応に関する取扱者の限定
- C.漏えい事案等への対応の規程外作業に関する申請および承認手続き
- D.漏えい事案等の影響・原因等に関する調査手続き
- E . 再発防止策・事後対策の検討に関する手続き
- F. 自社内外への報告に関する手続き
- G.漏えい事案等への対応状況の記録および分析
- F.の「自社内外への報告に関する手続き」は、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針6-6-1)。
- A. 監督当局等への報告
- B. 本人への通知等

C .二次被害の防止・類似事案の発生回避等の観点からの漏えい事案等の事実関係および再発防止策等の早急な公表

.「機微(センシティブ)情報」の取扱い

銀行は、自主ルール「 .5.機微(センシティブ)情報の取扱い」に定める機微(センシティブ)情報について、自主ルールを逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、本指針 .に規定する措置に加えて、以下に掲げる措置(1.(2)、同(3)、同(4) および同(6) を除く。)を実施しなければならない。また、機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報(機械による自動認証に用いられる身体的特徴のうち、非公知の情報。以下同じ。以下「生体認証情報」という。)の取扱いについては、以下に掲げる全ての措置を実施しなければならない(金融庁指針別添2)。

1. 各管理段階における安全管理に係る取扱規程

(1) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程

銀行は、 . 1 .(2)に定める「個人データの各管理段階における安全管理に係る取扱規程」において、機微(センシティブ)情報の取扱いについて規程を整備するとともに、情報通信技術の状況等を踏まえ、必要に応じて、当該規程の見直しを行わなければならない(金融庁指針7 - 1)。

(2)取得・入力段階における取扱規程

銀行は、 . 6 (1)に規定する取得・入力段階における取扱規程において、機 微(センシティブ)情報の取扱いについては、 . 6 (1)に規定する事項に加えて、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針7-1-1)。

- A . 自主ルール . . 5 . (1) から (8) までに規定する場合のみによる取得
- B. 取得・入力を行う取扱者の必要最小限の限定
- C 取得に際して本人同意が必要である場合における本人同意の取得および本人への 説明事項

生体認証情報の取扱いは、取得・入力段階における取扱規程において、 に規定する事項に加えて、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針7-1-1)。

- A. なりすましによる登録の防止策
- B. 本人確認に必要な最小限の生体認証情報のみの取得
- C. 生体認証情報の取得後、基となった生体情報の速やかな消去

(3)利用・加工段階における取扱規程

銀行は、 .6.(2) に規定する利用・加工段階における取扱規程において、機微(センシティブ)情報の取扱いについては、 .6(2) 、同 および同 に規定する事項に加えて、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針 7-1 - 2)。

- A. 自主ルール . 5 . (1) から(8) までに規定する目的のみによる利用・加工
- B. 利用・加工を行う取扱者の必要最小限の限定
- C.利用・加工に際して本人同意が必要である場合における本人同意の取得および本 人への説明事項
- D. 必要最小限の者に限定したアクセス権限の設定およびアクセス制御の実施

生体認証情報の取扱いは、利用段階における取扱規程において、 に規定する事項に加えて、以下の事項を含まなければならない(金融庁指針7-1-2-1)。

- A. 偽造された生体認証情報による不正認証の防止措置
- B. 登録された生体認証情報の不正利用の防止措置
- C. 残存する生体認証情報の消去
- D. 認証精度設定等の適切性の確認
- E. 生体認証による本人確認の代替措置における厳格な本人確認手続き

(4)保管・保存における取扱規程

銀行は、 . 6 (3) に規定する保管・保存における取扱規程において、機微(センシティブ)情報の取扱いについては、 . 6 (3) および同 に規定する事項に加えて、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針7-1-3)

- A.保管・保存を行う取扱者の必要最小限の限定
- B. 必要最小限の者に限定したアクセス権限の設定およびアクセス制御の実施

生体認証情報の取扱いは、保存段階における取扱規程において、 に規定する事項に加えて、保存時における生体認証情報の暗号化を含まなければならないほか、サーバー等における氏名等の個人情報との分別管理を含まなければならない(金融庁指針7-1-3-1)。

(5)移送・送信における取扱規程

銀行は、 . 6 (4) に規定する移送・送信における取扱規程において、機微(センシティブ)情報の取扱いについては、 . 6 (4) および同 に規定する事項に加えて、以下の事項を定めなければならない(金融庁指針7-1-4)。A.自主ルール . 5 . (1)から(8)までに規定する目的のみによる移送・送信

B. 必要最小限の者に限定したアクセス権限の設定およびアクセス制御の実施

(6)消去・廃棄における取扱規程

銀行は、 . 6 (5) に規定する消去・廃棄における取扱規程において、機微(センシティブ)情報の取扱いについては、 . 6 (5) に規定する事項に加えて、消去・廃棄を行う取扱者の必要最小限の限定について定めなければならない(金融庁指針7-1-5)

生体認証情報の取扱いは、消去段階における取扱規程において、 に規定する事項に加えて、生体認証情報を本人確認に用いる必要性がなくなった場合は、速やかに保有する生体認証情報を消去することを含まなければならない(金融庁指針7-1-5-1)。

2 . 監査の実施

銀行は、 .2(7) に規定する監査の実施に当たっては、生体認証情報の取扱いに関し、外部監査を行うとともに、必要に応じて、その他の機微(センシティブ)情報の取扱いについても外部監査を行わなければならない(金融庁指針7-2)。